

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

1. 背景

第190回国会において、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ることとするとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講ずる「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第36号。以下「法」という。）が制定されたところである。

今般、法の施行に伴い、所要の事項を定める政令を整備する必要がある。

2. 概要

(1) 都道府県知事の行う事務（第6条関係）

経済産業大臣の権限のうち、一の都道府県の区域内のみで行われる中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限は、都道府県知事がその事務を実施することとする。

(2) 地方支分部局の長への権限の委任（第7条関係）

① 国土交通大臣の権限のうち、一の地方運輸局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（貨物軌道事業に係る権限及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限を除く。）は、地方運輸局長に委任することとする。

② 国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限のうち、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限は、地方整備局長に委任することとする。

③ 経済産業大臣の権限のうち、一の経済産業局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限を除く。）は、経済産業局長に委任することとする。

④ 農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限は、地方農政局長に委任することとする。

⑤ ①～④以外の権限については主務大臣自らがその権限を行使することとする。

(3) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

パブリックコメント	平成28年7月22日（金）～平成28年8月21日（日）
閣議	平成28年9月2日（金）
公布	平成28年9月7日（水）
施行	平成28年10月1日（土）